第13号
2008年6月
OSHMS促進協議会
[事務局] 〒108-0014
東京都港区芝 5-35-1
中央労働災害防止協会内
TEL 03-3452-6404
FAX 03-5445-1774

目　次

国内外の動き ―― 1
OSHMSへの取り組み状況等に関するアンケート調査結果について ―― 3
1問1答 ―― 8

国内外の動き

第11次労働災害防止計画の重点対策

労働災害を防止するためには、国、事業者、労働者をはじめとする関係者が一体となり、対策を総合的かつ計画的に実施する必要があります。このため、国は労働災害防止についての総合的な計画を長期的な展望に立って策定し、自ら今後とるべき施策を明らかにするとともに、労働災害防止の実施主体である事業者等において取り組むことが求められる事項を示し、その自主的活動を促進することとしています。

先般、平成20年度を初年度とする5ヵ年計画で、平成24年度を目標とする第11次労働災害防止計画（11次防）が3月19日に公示されました。

基本的な考え方と目標

「3　計画における安全衛生対策に係る基本的な考え方」では、労働災害の発生状況を踏まえ、
① 労働災害全体を減少させるためのリスク低減対策の推進
② 重篤な労働災害を防止するための対策の充実
の2つの観点から安全衛生対策に取り組むとしている。

計画の目標は、
① 死亡者数を平成24年に、平成19年と比べて20%以上減少させること
② 死傷者数を、同様に15%以上減少させること
③ 労働者の健康確保対策を推進し、定期健康診断における有所見率の増加傾向に歯止めをかけ、減少に転じさせること
を掲げている。

重点対策

「5-(2)　重点対策及びその目標」では、計画において特に重点とすべき行政施策、それを踏まえて事業場で実施される安全衛生対策として、次の8つの項目が示された。
① リスクアセスメント（RA）実施率の向上
② 化学物質に関するRA実施率の向上
③ 機械災害の減少
④ 墜落、転落災害の更なる減少
⑤ 粉じん障害防止の総合的な対策の推進によるじん肺新規有所見者数の減少
⑥ 化学物質による職業性疾病の減少
⑦ 健診結果等に基づく健康管理措置の実施率の向上
⑧ メンタルヘルスケアに取り組む事業場の割合の向上（50%以上）

このうち、
① リスクアセスメントについては、作業内容等に即した具体的な実施方法の公表及びその普及、事業場内外の人材養成の促進等を図ることにより、その実施率を着実に向上させる。
② 化学物質のリスクアセスメントについては、化学物質等安全データシート（MSDS）等を活用することにより、その実施率を着実に向上させること。
③ 機械災害の防止については、労働災害が多発している又は重篤度の高い労働災害が発生しているなどの機械の種類ごとの安全対策の充実を検討し、必要な措置を講じることにより、機械災害の更なる減少を図ること。
となっている。

JISHA方式適格OSHMS認定取得状況

中央労働災害防止協会および各評価認定機関により適格認定を取得された事業場は4月25日現在で242事業場に達しました。

認定事業場数の推移

認定事業場の一覧は、次のアドレスよりご覧いただけます。
http://www.jisha.or.jp/oshms/

COHSMS（コスモス）認定事業4月からスタート

COHSMS（コスモス）認定事業のあらましについて

建災防では従来より、厚生労働大臣が公表した「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」に基づき、建設業の固有の特性を踏まえ、COHSMS（コスモス）ガイドラインを策定し、これに基づきCOHSMS（コスモス）評価サービス事業を行ってきました。平成20年4月より、このCOHSMS（コスモス）評価サービス事業を基に、労働安全衛生法の改正に伴い創設された計画届免除制度との整合性を図り、また、既存の社内規程、様式等を認めるといった性能規定的考えを重視した評価項目・評価方法等の見直し・整備を行うとともに、外部の認定機関の活用を図ることなどを目的として、COHSMS（コスモス）認定事業をスタートさせました。認定の第1号は5月8日に(株)熊谷組が取得しています。

お問合せ先
建設業労働災害防止協会
COHSMS（コスモス）トータルサービスセンター
TEL:03-3453-1306　FAX:03-3453-0992
http://www.kensaibou.or.jp/activity/cohsms_top.html

産業廃棄物処理業界における リスクアセスメントの取組み

産業廃棄物処理業におけるリスクアセスメントの実施促進のための支援事業の実施結果について

本事業は、平成19年度の厚生労働省の委託事業の1つであり、中央労働災害防止協会が受託したものです。

主な事業は、産業廃棄物処理業におけるリスクアセスメントの導入推進のため、社団法人全国産業廃棄物連合会（全産廃連）の協力の下で、産業廃棄物処理業向けのリスクアセスメントマニュアルの作成、全国47都道府県の産業廃棄物協会（産廃協会）による人材（リスクアセスメント相談員）の養成及びリスクアセスメント推進研修会の実施を図るものです。

実施結果

(1) リスクアセスメントマニュアルの作成

本マニュアルは、各都道府県の相談員がリスクアセスメントの指導や相談を行う上での手引きとなるだけでなく、産業廃棄物処理作業場でリスクアセスメントを担当する方にも、その実施上参考になるものである。内容は、産業廃棄物処理業における労働災害発生の状況、リスクアセスメントの基本的な考え方、実際の産業廃棄物処理作業場での実施事例などリスクアセスメントを実際に導入する上で参考となる資料が収載されている。

なお、本マニュアルは厚生労働省のホームページの以下のアドレスに公開されている。

「産業廃棄物処理業におけるリスクアセスメントマニュアル」
http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei14/080201a.html

(2) リスクアセスメント相談員の養成

全産廃連の安全衛生委員会委員に加え、全国47都道府県の産廃協会について各2名以上、計105名の相談員を養成した。

(3) 産廃協会によるリスクアセスメント推進研修会の開催支援

本研修会は、産業廃棄物処理事業者を対象として、全国47都道府県で、平成19年11月から平成20年2月までの4ヶ月間に58回（事業者数の多い地域等については複数回実施）開催し、延べ2,391社、3,025人の参加を得た。

(4) リスクアセスメント推進研修会参加者アンケート

研修会参加者に対して実施したアンケート（回収率85%）では、平成18年3月に厚生労働省より公示された「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」いわゆるリスクアセスメント指針について内容を知らなかったと答えた者が半数近く（49.4%）にのぼった一方で、リスクアセスメントに取り組んでいると答えた者が1/4強（26.5%）いた（図1，図2）。

また、本研修会が参考になったと評価した者がおよそ8割（76.1%）を占めた（図3）。さらに、今後リスクアセスメントの導入を計画している、導入を検討したいと回答した者を合わせると、7割（72.5%）が前向きな姿勢を示した。

(5) その他

全産廃連では平成19年度の本事業の結果を踏まえ、リスクアセスメントの一層の普及促進を図ることを目的として、平成20年度以降も継続して人材の育成並びに都道府県研修会の開催を進める意向とのことであり、労働災害の減少へ向けた効果的な取り組みに発展していくことが期待される。

図1：厚生労働省より発表された「リスクアセスメント指針」について

図2：リスクアセスメントの取り組みについて

図3：リスクアセスメント推進研修会の内容について

OHSAS18002の改定作業（続報）

OHSAS18001の改訂（2007年7月）を受け、BSI（英国規格協会）を中心としたプロジェクトグループによりOHSAS18002の改訂が進められています。改訂OHSAS18002は、当初2008年8月頃に公表が予定されていましたが、11月以降に延期されるようです。

※ OHSAS18002：18001を実施するためのガイドライン

ＯＳＨＭＳへの取り組み状況等に関するアンケート調査結果

調 査 の 概 要

1. 調査の目的

この調査は、労働安全衛生マネジメントシステム（OSHMS）への取り組み状況等について実状を把握し、OSHMSの普及促進に資することを目的として実施した。

2. 調査対象

OSHMS 促進協議会会員団体の協力のもと、会員傘下の 700 事業場に対しアンケートを送付した。

3. 調査方法

郵送による通信調査

4. 調査実施期間

平成 20 年 1 月～平成 20 年 2 月

5. 回収率

360 事業場から回答（回収率　51.4%）

調 査 結 果 の 概 要

1.　ＯＳＨＭＳへの取り組み状況

OSHMS を「構築し実施している事業場」は 35.0%（問 1）、平成 18 年度の調査結果は 33.9% で、1.1 ポイントの増加となっている。また、OSHMS に何らかの形で取り組んでいる割合は、「構築し実施している」35.0%、「リスクアセスメント等 OSHMS の一部を導入している」28.9%、「構築中」4.4%、合計は 68.3% となり、7 割弱の事業場で OSHMS に関連した取り組みが行われていることになる（問 1）。平成 18 年度の同じ回答項目の割合は 63.6% となっており、4.7 ポイントの増加となっている。一方、「導入する予定はない」とする割合は 12.2% となっており、平成 18 年度の 15.3% と比べると 3.1 ポイントの減少となっている。なお、導入する予定がない理由として 59.1% が「現行の安全衛生管理で十分有効」（問 1-2）と回答している。

2.　ＯＳＨＭＳを導入して得られた効果

OSHMS を構築し実施している事業場において、すでに得られた効果としては、「安全衛生水準の向上」が 68.3%、「職場のリスクの減少」が 67.5%、「安全衛生活動の活性化」が 57.9% となっている（問 11）。

また、安全衛生水準が「明らかに向上した」又は「向上した」と回答した事業場は合わせて 81.8% であった（問 12）。安全衛生水準の向上を結論づけた理由として「安全衛生管理の仕組みが標準化され、実施すべき活動が明確になった」が 70.9%、「内部監査により活動結果の評価が行われ、次年度の活動のレベルアップに繋がった」が 54.4%、「リスクアセスメントにより、リスクが減少した」が 50.5% となっている（問 13）。

なお、災害発生率を見ると、何らかの形で OSHMS に取り組んでいる事業場の千人率は 7.12（休業災害千人率 1.77、不休災害千人率 5.35）である。一方、具体的な取り組み等を行っていない事業場の千人率は 11.04（休業災害千人率が 2.82、不休災害千人率 8.22）となっており、何らかの形で導入している事業場の千人率が約 3.92 ポイント低い結果となっている（問 2）。

3.　リスクアセスメントを実施して得られた効果

リスクアセスメントを実施している事業場は 70.6% であった（問 16）。リスクアセスメントの効果は、「職場に存在するリスクの情報を共有することができた」が 76.4%、「対策を実施すべきリスクに対し合理的な優先順位が決定できた」が 72.4%、「本質安全化に向けた対策が実施できた」が 39.0% となっている（問 17）。

4.　その他

OSHMS に取り組んでいる事業場の割合及び、OSHMS の取り組みの有無による千人率の差の経年変化を図 a，b に示す。

図 a：OSHMS に取り組んでいる事業場の割合の推移

図 b：OSHMS の取り組みの有無による千人率の推移

調 査 結 果

問 1　OSHMS への取り組み状況についてお答えください。　(N=360)

問 1-1　問 1 で「構築し実施している」、「リスクアセスメント等 OSHMS の一部を導入している」「構築中」「近々構築に着手予定」「導入を検討中」と回答された事業場の方にお伺いします。OSHMS を導入又は検討することにした動機をお答えください。（複数回答可）　(N=304)

問 1-2　問１で「導入する予定はない」と回答された事業場の方にお伺いします。OSHMS を導入する予定がない理由は何ですか。（複数回答可）　(N=44)

問２　平成 19 年の労働災害の発生状況についてお答えください。

問３　安全衛生の専任スタッフは何人いますか。(N=360)

問 3-1　そのうち OSHMS に関する教育（外部研修）を受けている人は何人いますか。　(N=277)

問４　OSHMS への取り組みに当たって、今までに受けられた外部研修等についてお答えください。（複数回答可）　(N=360)

問５　OSHMS への取り組みに当たって、今後受けたいとお考えの外部からの支援等についてお答えください。（複数回答可）　(N=360)

問６　OSHMS の導入は、企業の社会的責任（CSR）を果たすための取り組みの１つとして位置づけられていますか。　(N=360)

問７　貴事業場の労働安全衛生に関する取り組みについて、社会に向けてどのような情報発信をされていますか。（複数回答可）　(N=360)

問8　各種マネジメントシステムについての認証等（ISO規格など）を取得されていますか。（複数回答可）　(N=360)

ＯＳＨＭＳの実施の現状について

問１で「OSHMSを構築し実施している」と回答された事業場が対象です。

問９　OSHMSの実施に当たり、主に参考にされているもの、一応参考にされているものは、それぞれどれですか。

【主に参考にされているもの】（複数回答可）　(N=126)

【一応参考にされているもの】（複数回答可）　(N=126)

問10　従来から実施されてきた安全衛生管理とOSHMSとの関係についてどう思いますか。　(N=126)

問10で「不足しているところを補った」「大きく異なっている」と回答された事業場が対象です。

問10-1　従来から実施されてきた安全衛生管理とOSHMSが異なっている点はどのようなものですか。（複数回答可）　(N=93)

問11　OSHMSの実施にあたり、苦労したところはどのようなものがありましたか。（複数回答可）　(N=122)

問12　OSHMSを実施・運用したことによって、既に得られた効果にはどのようなものがありましたか。

また、既に得られた効果以外で、今後期待できるとお考えの効果にはどのようなものがありますか。（複数回答可）

【既に得られた効果】　(N=126)

【今後期待できる効果】 (N=126)

問13 OSHMSの実施・運用により安全衛生水準はどうなりましたか。 (N=126)

問13で「明らかに向上した」「向上した」と回答された事業場が対象です。

問13-1 それは、どのようなことから結論づけられましたか。（複数回答可） (N=103)

問1で「リスクアセスメント等一部を導入している」「構築中」「近々構築に着手予定」「導入の検討中」「導入する予定はない」「その他」と回答された事業場が対象です。

問14 OSHMSを導入したら、効果が得られるとお考えのものはどれですか。（複数回答可） (N=234)

リスクアセスメントの取り組み状況について

問15 労働災害防止のために、危険性又は有害性等（ハザードやリスク）をどのように把握していますか。（複数回答可） (N=360)

問16 リスクアセスメントへの取り組み状況についてお答えください。 (N=360)

問16で「実施中」と回答された事業場が対象です。

問16-1 リスクアセスメントは、いつ実施していますか。（複数回答可） (N=254)

問16-2 リスクアセスメントを行うにあたってどのような情報を活用しているかお答えください。（複数回答可） (N=254)

項目	割合
ヒヤリハット報告	78.7%
災害事例、災害統計等	78.3%
作業標準書、作業手順書	67.3%
危険予知活動（KY活動）	61.8%
法令、業界・社内基準等	58.7%
MSDS	35.0%
機械設備等のレイアウト	32.3%
機械・設備等の取扱説明書	31.9%
作業環境測定結果	28.3%
健康診断結果等	12.6%
複数の事業者が同一場所で作業を実施する状況に関する情報	9.4%
その他	3.1%
無回答	2.0%

問16-3　リスクの見積りは、具体的にどのような方法で行っていますか。　(N=254)

問16-4　リスクレベルは、何段階で決定していますか。　(N=254)

問16-5　事業場で実施したリスクアセスメントの結果、特定された（洗い出された）危険性又は有害性は、おおよそ何件ありましたか。　(N=254)

問16-6　問16-5のリスクアセスメントの結果のうち本質安全化および工学的対策を実施するとした件数は、何件ありましたか。　(N=228)

問16-7　問16-6の「実施するとした件数」のうち、対策が実際に実行できたのは、何%でしたか。　(N=194)

問17　リスクアセスメントの導入により特に感じた効果は、次のうちどれですか。（複数回答可）　(N=254)

問18　その他OSHMSの導入について何か御意見等ありましたらご記入ください。

1. OSHMSに関する主な意見
   - 各部門で使用していた安全関係の書類がある程度統一された。
   - マネジメントシステムを導入したことで、社内のトラブル件数が減少し、労災事故が大きく減った。
   - OSHMSの導入は、安全衛生活動の活性化につながると思う。
   - 作業員などに教育する場合、もっと簡単な言葉を使用したほうが分かりやすい。
   - 書類が増え、実際の安全活動より書類作成に時間をとられる。
   - 更なる安全衛生水準の向上を図るためには新たな仕組み（手段）が必要であり、当システムは自主的な安全衛生管理の定着をさらに進めるうえで必要なシステムである。
   - どうしても監査のための活動になりがち。いかに日常管理の中に落とし込むかが課題。
   - 意味が把握しづらく具体的な内容がまだ浸透していない。

2. リスクアセスメントに関する主な意見
   - ノウハウの伝承が図れるので、リスクアセスメントの必要性を感じている。
   - 即効果があるため、計画時に現場工事の重点危険作業で手法を取り入れ実施している。
   - 弊社の場合、単位作業ごとにリスクを評価している。
   - リスクアセスメントは時間がかかり、すべてを網羅するのが難しい。
   - OSHMSの中心はリスクアセスメントだと考えているが、リスクアセスメントは定性的な評価から成り立っており、精度面でとらえると大きな問題があると認識している。作業環境やヒューマンファクターも含めて定量的に評価できるシステムを考案し、案内して頂けるとすばらしいと思う。

OSHMSへの取り組みのための1問1答

現在、弊社では労働安全衛生マネジメントシステム（以下、OSHMSという）を導入し、日々安全衛生水準向上のための取り組みに励んでいます。この度、システムの達成度を第三者から評価をしていただくため、認定を取得しようと考えています。OSHMSには代表的な認定規格としてJISHA方式適格OSHMS基準やOHSAS18001などがありますが、JISHA方式適格OSHMS基準の特徴を教えてください。また、認定を取得した場合はどのようなメリットがあるのでしょうか。

JISHA方式適格OSHMS基準（以下JISHA基準）は、国際労働機関（ILO）のOSHMSに関するガイドライン及び厚生労働省のOSHMS指針に沿って作成されています。更に、従来から日本の企業が取り組んできていて効果のあるものとして定着している各種安全衛生活動を踏まえた内容となっており、事業場の安全衛生水準の向上に効果的に働くよう配慮されています。

※　JISHAとは中災防の英語表記の略です。

JISHA基準の特徴は、以下の通りです。

1．OSHMSの唯一の国際的基準であるILOガイドラインにも合致するよう作成されており、ILO「SafeWork」のウェブサイトでもILOガイドラインに沿ったものとしてJISHA基準が紹介されている。

　［ILO SafeWork（英語）］　http://www.ilo.org/public/english/protection/safework/index.htm

　［日本語翻訳版］http://www.jniosh.go.jp/icpro/jicosh-old/japanese/homepage/ilo/index.html

2．厚生労働省の指針に即して作成されており、この基準を満たせば指針にも合致することになる。

3．日本の企業が従来から実施し実績を上げてきた日常安全衛生活動（KY、ヒヤリハット、安全パトロール、4Sなど）が要求事項に組み込まれているほか、システムの構築・運用の状況だけでなく、それによる実際の効果も評価する仕組みになっている。

JISHA基準の認定審査は、労働安全衛生及びOSHMSについての知識経験の豊富な者として、中災防が養成した専門の評価員が行います。実地調査では現場部門の調査も行い、安全衛生活動の実態を踏まえて基準に適合しているか否かを評価するとともに、より効果的なOSHMSの運用が出来るように助言をします。

JISHA基準の認定を取得する場合、以下のようなメリットが考えられます。

1．平成17年の労働安全衛生法の一部改正により、厚生労働省の指針に基づく適切な措置の実施・運用など一定の条件を満たした事業場は、同法第88条計画の届出について、免除認定が受けられることになっている。JISHA基準で認定を取得すれば、この免除認定が受けやすくなり、中災防としてそのための支援も行っている。実際にJISHA基準の認定を受けた事業場が2007年の9月に製造業としては全国で初めて、免除認定を受けている。

2．労働災害の防止を目的として設立された中災防が行う専門サービスのひとつであり、社員、協力会社に安心感を与えるとともに、顧客、株主などに対して企業の社会的責任への配慮を示す上でも大きな力となる。

3．実際に認定を受けられた事業場からは「リスクアセスメントの実施により安全衛生の目的が明確になった」「安全衛生の仕組みが標準化し、実施すべき事項が明確になった」「労働者の意識、意欲が高まり、職場が活性化した」などの効果が報告されている。